

## 平成27年度第2回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 平成27年7月6日（月）午後1時30分～4時

場 所： 市役所第1庁舎3階庁議室

出席委員：

新保國弘会長、赤坂郁美副会長、金森有子委員、朽津和幸委員、吉永明弘委員、和田まつゑ委員、村越弘行委員、秋元五郎委員、佐藤明委員、中大路早智江委員、和田登志子委員

欠席委員：

中村貴代美委員

事務局（環境政策・放射能対策課）：

南雲環境部次長兼クリーンセンター所長、染谷環境政策・放射能対策課長、樋口環境政策・放射能対策課長補佐、片浦環境政策係長、宮田環境保全係長、笹川主事

傍聴者：2名

議 題：

- 1 会議録（議事要旨）の公開のあり方について
- 2 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に基づく重点区域の指定について
- 3 第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画（たたき台）について
- 4 その他

資 料：

- 1 「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に基づく重点区域の指定」に係る追加資料について
- 2 第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画（たたき台）
- 3 利根運河に流入する樋管および水路の本数と名称
- 4 下三ヶ尾・東深井地区環境整備項目（利根運河協議会資料から）

会議録（議事要旨）の公開のあり方について

発言者	要旨
会長	会議録（議事要旨）の公開のあり方について、事務局から説明をお願いします。
染谷課長	<p>環境審議会の議事録につきましては、これまで環境審議会では、議事要旨を作成し、ホームページで公表する際に、発言者の氏名を表記しない形式で公表していました。</p> <p>しかしながら、本市の情報公開条例の趣旨に基づきますと、発言者名を表記して公表するように調整することとされております。</p> <p>また、既に環境部内の廃棄物対策審議会の会議録では発言者名を表記して公表しております。</p> <p>つきましては、今回の審議会から、発言者名を表記して公表させていただきたいと考えています。</p> <p>また、発言者の氏名が出ることから、議事要旨の公表に先立って、出席委員全員による内容確認していただいた後に公表したいと考えています。</p>
会長	議事要旨に発言者名を明らかにし、出席委員全員の内容確認を経てから公表することについて、いかがでしょうか。御発言をお願いします。
佐藤委員	流山市の情報公開条例から出された提案だと思しますので賛成です。
異議なしの声あり	
会長	では、審議会として承認することとします。

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に基づく重点区域の指定について

発言者	要旨
会長	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に基づく重点区域の指定について、事務局から説明をお願いします。

～事務局から資料を説明～	
会長	<p>タイムスケジュールについて、確認をしたい。</p> <p>本日、いろいろと意見を言っていたいて、次回8月の審議会に答申案を作ってしまうのでしょうか。</p>
染谷課長	<p>前回の審議会でスケジュール表を配らせていただきましたが、8月にできれば答申を行いたいと言う目標を掲げさせていただいています。今日、この説明でなかなか御意見と言うのも難しいと思いますが、何日間の間いただいた御意見を8月の審議会に御提示する答申の中に御意見として入れ込みをさせていただいて、答申原案として皆様に確認をしていただき答申をいただきたいと考えています。</p>
会長	<p>今日いろいろと意見を述べる機会があるということと、何日かの期間を設けて、御意見を挙げていただくということによろしいですか。何日間位か決めておきたいと思いますが、会議の最後に確認をしたいと思います。</p> <p>では、事務局からの説明に対して、御意見はありますでしょうか。</p>
和田（登）委員	<p>本来、歩きたばことかポイ捨てと言うのはマナーに反するという事は共通理解をしておきたいと思います。将来的には指定場所以外での喫煙は全市の路上では行えなくするというのがある意味で目標ではないかなとは思っています。それへの足掛かりという意味で重点区域を決めるという意味合いと捉えてよろしいのでしょうか。</p> <p>重点区域を決めるということは、重点区域以外ではポイ捨てとか喫煙をしてもかまわないと言うことを市が認めていると捉えられることを懸念します。</p>
染谷課長	<p>この路上喫煙の条例というのは、本来は歩行者の方の安全確保を目的としたものになっているものです。今、和田委員がおっしゃった御意見というのは市内全域ではたしてそういう状況がありうるのかどうか。また、受動喫煙との関係はどうかと言った、どちらかと言うと今の条例の目的と違う目的となるのかなと考えます。</p>

	<p>受動喫煙重点区域にというのは、今回の延長にあるものではありません。</p>
<p>和田 (登) 委員</p>	<p>私自身もタバコに接触してやけどした経験を持っています。同じ経験を持っている市民も多いのではないかと思います。子どもの顔や目の高さのところに歩きタバコがあるというのは非常に危険です。子どもへの配慮ということから、今後、できれば、路上での喫煙というのは流山市民としてマナーを身に付けて、そういうことはするものではないということをも根本に持ちながらの重点地域の指定ということで考えていきたい。自宅で喫ったり喫煙のできる喫茶店で喫ったりということはいいと思いますが、路上での喫煙は、本来あっては危険かなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>市長から本件で諮問いただいた事項は、「条例に基づく重点区域の指定」の追加です。重点区域の追加指定について調査された事務局から説明を受け、その内容を御審議いただき、そのまま承認するか、あるいは修正事項などありましたらご発言いただくのが本審議会の役割です。条例そのもののあり方や解釈等々は、本議題から外れるということで御理解いただきたい。</p>
<p>中大路 委員</p>	<p>この資料というのは公になるものではないのですね。今日の説明でしたら、地図ですが、私は運河のそばに住んでいるので運河駅は分かるのですが、地図を書くのであれば起点をしっかりと書かないと分からない。地図が分かりづらい。地図としては駄目です。</p> <p>次に、説明の文章の中で、喫煙を除くの「除」が抜けています。</p>
<p>染谷課 長</p>	<p>誤りでした。</p>
<p>会長</p>	<p>中大路委員の言ったことは大事なことです。地図を書くときは、方角と縮尺位は入れて、あとは目印になるものはないといけない。方角のない地図はありえない。</p>
<p>和田</p>	<p>重点区域の指定というのは、致し方ないと思うのですが、販</p>

(ま)委員	<p>売方や喫煙者の立場からすると、近隣自治会の方たちも言っているように、指定喫煙場所はお願いしたいと思えます。指定する場合は、これはどういう検討の仕方になるのでしょうか。議論の範囲以外であれば結構ですが。</p>
染谷課長	<p>答申の中で、「必要です。設けるべきだ」という意見があれば、スケジュールの中でどこに設置したらいいのか、民間の事業者の協力をいただくといった手順で市の方で検討していくこととなります。</p>
金森委員	<p>1点目ですが、関係する自治会からの意見を聴いているわけですが、この自治会というのはこの地図の中に含まれているのでしょうか。駅を利用する方も遠くから来る方もいると思います。</p> <p>自治会の意見というのは、どの位の範囲の人たちを対象にした意見なのかを教えてください。</p> <p>2点目は確認ですが、自治会の意見として書いてあるのは、自治会の人を書いたメモをそのまま丸写ししたものでしょうか。</p> <p>3点目は、自治会の意見をまとめたと言うスライドがありますが、これは流山市さんの方でされたのではないかと思います。これ本当にこんなことが書いてありますかと気になった意見があるので、例えば、おたかの森のところの意見ですが、マンションの出入り口付近を指定喫煙場所として設置の協力を求めると書いてありますが、そうではないのではないかと思います。</p> <p>改めて、条例を読むとポイ捨てはどこでもしてはいけないと書いてありますし、歩きたばこもどこでもしてはいけないのです。特に、重点地域となった場所は、その中でも一切、基本的に喫ってはいけないけれど、ある場所を決めたら、そこだけは喫うことができる。マナーと言ってしまえばマナーなのですが、それをきちんと条例で定めてある。キャンペーンをするのであれば、それをはっきり言うような形でした方がよい。もともと歩きタバコもポイ捨て</p>

	<p>も重点地域とは関係なく流山市は禁止されているのだと。その上で、止まって喫う分でも、人が多い所に関しては、いろんな人への配慮が必要だから特定の場所にして欲しいとか書くと、誤解があれば解けるのではないかと思います。もう一度広報された方がいいのではないのでしょうか。</p>
宮田係長	<p>自治会長に伺った地域の選定ですが、おおたかの森駅については、東口がポイントになってしまいますが、実際にはその周辺から通勤する方であろうと、北口の方から来るのは東初石の3, 4, 5, 6丁目と考え、周辺が一番近い自治会ということで5, 6丁目を選定しました。</p> <p>十太夫の自治会、直接マンションの中に自治会を設置している会長さん、そのような自治会長さんを選ばせていただきまして、お話を伺わせていただきました。</p> <p>同じように運河駅につきましては、東と西のそれぞれ自治会長を選定させていただきました。</p> <p>また、セントラルパークにつきましては、古い地区ですので、かなり広範囲に渡って自治会があるということから選定させていただいて各自治会長の御意見を伺いました。</p> <p>マンションの出入り口に指定喫煙場所を設けるということですが、マンションのエントランスの道路部分の一部だけでも携帯灰皿を持って喫う方に喫煙可という区域を設定してはどうかとの意見によるものです。</p>
染谷課長	<p>自治会長へは直接インタビューという形で御意見をお聞きしました。全市域、ポイ捨て禁止、歩きタバコ禁止、そして重点区域は指定喫煙場所以外は喫煙禁止、その辺のところは、市民の方でもよく御理解いただいていないところだろうと思います。分かりやすいように広報紙とかホームページとかで誤解のないように今後、説明をしていきたい。</p>
和田(登)委員	<p>一番最初に言ったことですが、条例に、実は全市域でやってはいけないと入っているのですね。その確認をして欲しい。最初に言ったのは、やってはいけないということが前</p>

	<p>提なのに、やっている人がいるから、地域で重点的に見ていきますよということなんだろうと思います。</p>
染谷課長	<p>重点区域と言うのは指定喫煙場所以外ではたばこを喫ってはいけない場所で、重点区域以外では、携帯灰皿を持って喫うことはできます。</p>
和田 (登) 委員	<p>歩いて喫うことは全市でできない訳ですよ。携帯灰皿を持って止まって喫わなければいけないということは徹底して欲しい。全市域のことは、皆さんにもう一度確認をしていただいて、その上で、重点区域では、指定場所以外では、携帯灰皿を持って喫うこともいけないということですね。ここ以外は喫ってもよいと誤解を与えてはいけない。</p> <p>気になったのは、おおたかの森のところで、指定場所はエスカレータの下が良いという所で、エスカレータの下は上昇気流が生じて煙が上がって来る危険性もあるので、実際に喫煙場所を指定する場合は、気流の流れとかに配慮して、利用者に悪影響が及ぼさないように、受動喫煙にならないよう配慮してもらいたい。</p>
朽津委員	<p>自治会の意見を聞いたということですが、自治会名だけを見てもどこかわからない。地図に御記入いただかないと我々は判断できない。この範囲の自治会の意見を聞いたと示してもらいたい。</p> <p>次に、運河駅に関して、東口の2つの自治会で西口にも規制をして欲しいという意見が書いてある。西口にも重点区域指定と書いてある。区域案には東口のみと言うのはどういう理由なのか理解できなかったのでぜひ教えていただきたい。</p> <p>他の地区では、今後このように開発する予定だと言う御発言があったが、運河駅の西口と言うのは今後どのような計画になっているのか。</p>
染谷課長	<p>大きな整備の計画は聞いていない。今回、西口の乗降客の方が多くて、予想外であったが、今回の答申の中で、その場所についても対応すべきであるとか、そういった御意見</p>

	をいただきたい。
会長	<p>自治会の意見としているが、話をお聞きすると、自治会長の意見ですね。自治会長の意見を自治会の意見と書いてしまうと、違うのではないか。普通、意見を聞くときは、母集団を決めて抽出しますよね。調査対象者を。そういう作業がなくて、機械的に自治会長の話を聞いてということですから、そこはキチンと断って書かないと、あたかも自治会の全員の意見としてになってしまうので、調査の扱い方を考えないといけない。</p> <p>路上喫煙には、歩いているかどうかではなく、タバコに点火された状態も道路交通法では喫煙をしていると書いてある。この辺を市民にわかるように整理しておいた方がいいのではないか。どんな状態が路上喫煙なのか説明があった方がいい。</p>
秋元委員	禁止条例をやぶったらペナルティを課したらどうか。
染谷課長	<p>条例の中で、2万円以下の過料と規定していることを受けて、規則で過料の額は2,000円としています。</p> <p>看板の下にも過料を徴収しますと表示しています。</p>
秋元委員	市外、県外から流山市へ来た人が、駅を降りて、タバコが喫えない場所かどうかの表示が分かりづらいこともあるのではないか。重点区域を指定する際に、表示の在り方も盛り込むべきと考える。
染谷課長	分かりやすい表示をすることは大事なことだと思うが、景観にも留意しなければならないと考える。
中大路委員	環境審議会は何をすところだろうと考える。上がってきたものを討議してまとめていくこともいいだろうと思うが、本来は、審議員は現場に行く必要があるだろうと思う。それが審議員の在り方ではないかと思う。きちっと現場を見た方がいい。
染谷課長	環境審議会の議案は広範囲に渡る。委員のそれぞれ自分の時間の中で見ていただいて、それを御意見としていただく



	分には、それを否定するものではない。
南雲次長	現地を見たいと言う要望があれば、事務局で日程調整したい。
会長	生物多様性とか地球温暖化とか、他にも審議することがあるので、自分の時間の中で見るのはいいが、皆で見るのは物理的にも難しいのではないか。
南雲次長	全員が参加しなくてもいい。日程調整に合う方だけでいいと思う。その情報を審議会の中でお話しいただければよい。
会長	現地を見ることについては、前回の審議会でも中大路委員から話があったわけで、きちんと対応していただければ検討していただいた方がいい。
吉永委員	13ページに路上喫煙防止活動のキャンペーンがスケジュール表に載っていますが、去年私もまちをきれいに志隊という活動の中で南流山に行って合同でやったことがあります。それを利用するというのもひとつの手だと思いますが、7月9日に江戸川台でありますね。これに参加すればそのまま現地だけではなく活動自体も見られることだと思います。あともうひとつは、まちをきれいに志隊と言う活動がこの路上喫煙といっしょにやっているということが、この資料には書かれていないので、その関係を、今年も例えば、この表に従って、路上喫煙防止活動キャンペーンをしようと言うようなので、まちをきれいに志隊の活動もここに加わっていいのかどうかも併せてお尋ねしたい。
染谷課長	吉永先生から御提案をいただいたこともひとつの方法ではないかと思います。職員、たばこ組合の方とか、まちをきれいに志隊の方たちといっしょにキャンペーンを行っていますので、こういった時に、いっしょに参加をいただいて啓発に御協力をいただきたい。まちをきれいに志隊の人たちにも声を掛けます。
吉永委員	その内、通知が来るのですね。

会長	期間的には、7月9日しかないんじゃないですか。 28日は南流山ですね。南流山は入っていない。
中大路 委員	日程が決まってしまっているのですね。
和田 (登) 委員	地域に関してのことですが、運河、セントラルパークの所は道をきちんと囲んで指定しているのですね。おおたかの森東口は地域の区画で囲んで指定していて、外側の道がどこまで入っているかよく分からないのですね。歩道まで入っているのか。その周辺道路の歩道が入っていないくて、つきあたっている道だけが入っているのか、そこが少し分かりにくい。指定の仕方の時に、一番外側の道、太い道の向こう側が入っていないというのが分かるのですが、内側の歩道が入っているのか入っていないのかがきちんと指示してもらえればありがたい。
宮田係 長	おおたかの森の区画が非常に広い形になりまして、歩道自体がかなり広く取っていますので、道路を入れない、歩道までの区域で区切っています。
中大路 委員	やはり現場を見ないと分からない。市民から聞かれた場合に、分かりませんという答え方は絶対にしたくない。自分の目で見たい。
会長	どうせ見るのなら、全部3カ所を見た方がよい。江戸川台を見てもしょうがない。
中大路 委員	キャンペーンの日程は使えるのですか、使えないのですか。
会長	使えないでしょうね。たばこを指導できる方というのは別にいらっしゃるのでしょう。
染谷課 長	苦情相談員が行っています。
会長	まちをきれいに志隊の方はごみを拾う方で、指導をする方ではないのですね。
染谷課 長	まちをきれいに志隊はボランティアです。

会長	<p>もし歩くのであれば、指導できる立場の方と一緒にやった方がよい。</p> <p>日程的に次回の8月に答申を調整したいということであれば、もしやるとすれば7月中に実施しないといけない。</p>
染谷課長	<p>来週に行いたい。</p>
和田 (ま) 委員	<p>皆さん考え方が違いますからね。私は地図音痴ですから、地図を見ても分からない。おおたかの森の周辺に住んでいるのですが、江戸川台とか運河、セントラルパークは地図を見てもよく分かりません。ただ駅を降りて、私はおおたかの森が最寄りの駅なんですけれど、他の駅を降りた時も、私、昔たばこ屋をやっていたので、どうしてもそういう観点で見るとは、皆さん、そういう気持ちで御覧になれば、事務局の方で調整がついて、皆さんで行けるようであれば、それもよろしいかと思いますが、いつも関心をもっていると、結構、見えてくる。指導員の方に聞くよりも、やはり、自分でボランティア活動をしている方がよくわかる。私達の所は、月に1回、歩道のところでボランティアをやっていますから、実際に自分で拾ってボランティア的なことをしていなければなかなか説得力がない。流山でなくても、駅を降りると、どこに喫煙所があるとか、ここはないとか、喫煙所で楽しそうに喫っているとか。そういうことが見えてくる。</p>
染谷課長	<p>後で日程を調整して、現地を御案内します。</p>
会長	<p>それで調整してください。</p> <p>喫煙場所を設置するとした時に、受動喫煙の恐れのない場所を選ばないといけない。それが条件でしょうね。</p> <p>人通りが多い所、例えば、エスカレータの下なんかはいろんな人がいる。そう言うところは望ましくない。受動喫煙のことも考えた方がよい。</p>
会長	<p>タバコに火が付いている状態と言うのは子どもには怖いこ</p>

	とです。振り回す人もいる。
南雲次長	確かに、歩きタバコで、手を下ろすとちょうど子供の顔のところになるので、非常に危険です。喫煙者は認識しないとイケない。
会長	和田委員がおっしゃったように、流山全市が対象ですよということをもう少しプロモーションしないとイケない。それが抜けているからあたかも重点地域の話だけになってしまう。それではもったいない。
佐藤委員	どこで喫っていいか。現場での一番の作業となる。ここだとかちらに影響がある、ここだとあちらに影響があると言った観点から見ていただかないとイケない。 いろんな観点から見ていただかないと、こんなところに喫煙所を設けて困ったなということになる。責任の大きな仕事だ。
南雲次長	指定場所については、市に任せていただきたい。
染谷課長	配慮すべき点について、御意見をいただきたい。
会長	いろいろと活発な御意見をいただきました。次の議題もありますので、一応ここで終わらせていただいて、今の御意見をもって、あと、現地を歩く方もいらっしゃるわけですが、次回の8月に今の御意見を入れて答申案を作っていくと言うような作業スケジュールとなります。

第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画（たたき台）について

発言者	要旨
会長	次に、第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画について御説明をお願いします。
片浦係長	<p>私からは、第Ⅲ期生活排水対策推進計画（たたき台）について、御説明いたします。</p> <p>なお、本来であれば、事前に資料をお配りしておいてから御意見を伺うべきで、本日初めて資料に目を通す形になることから、何か御意見があれば、本日だけでなく、2週間以内に事務局に電話やメールなどいただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
～事務局から資料を説明～	
会長	審議会は概ね2時間以内と言うことで、もう時間もないが、何か御意見があれば2週間以内にとのことですが、御審議をいただきたい。
佐藤委員	15ページについてなんですが、前計画の評価と言うことで、目標が約38%だったのが、31%しか達成していないと言うことで目標は達成していないという評価でよろしいでしょうか。
片浦係長	説明する時にも申し上げましたが、利根運河の平成26年度のデータがまだ入ってきていないので、黒白はこの場ではつけなかったものです。この表をどうやって作っているかを申し上げますと、表の右側に参考BODと言う項目がありまして、前回の第Ⅱ期の推進計画でもこの表がありましたが、何mg/Lから何mg/Lになったと言うことから38%を満足するかを計算したもので、説明では申し上げませんでした。流量は変わっていないとの条件の基に算出したものです。それを記述した方がよいと思っています。目標を満足しているかと言いますと満足していないと申し上げるしかありません。
佐藤委員	この表と後ろの資料編のデータを見比べると計算がミスっているのではないかと思います。

片浦係長	最初に15ページの削減状況の表を作成して、後から別に資料編のBODを作ったものでして、再計算をしてみます。
会長	もっと、きちんとした数字を使った方がいいですね。危ない。
金森委員	そもそも、どの位の日程で作るものでしたか。
染谷課長	10月に答申をいただきたいと考えています。
金森委員	<p>では、次に一回議論したら確定版に持っていきたいということですね。それでしたら、気が付いたことは申し上げた方がいいですね。4ページから河川別の水質状況が載っているのですが、流山市の計画を書くのに、一番最初に持ってきた「江戸川」が本計画の対象外としますとしていますが、対象外であるのなら、参考資料として後ろに回すとかした方がよい。細かいことですが、整理された方がよい。</p> <p>前計画をきちんと把握してなくて申し訳ないが、15ページの前計画の評価で、全体汚濁負荷量の削減しか目標の数値計画が設定されていないのでしょうか。まるでそれしかなくて、それだけで評価しているような印象ですが、合併処理浄化槽をもっと普及させようとかの数値目標とか、他に出せる目標数値がなかったのかが気になる。他にも前計画を評価できるものがあるならば、併せて書かれた方がよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>17ページで第Ⅱ期までは汚濁負荷量の全体の削減量を目標値としましたが、個々の河川の水質を設定すると書かれていてよろしいと思うのですが、汚濁負荷量で出すと流量を設定しないと計算結果がいろいろと変わってしまうので、普通に水質で設定された方がよろしいのではないのでしょうか。流山市がコントロールできない所もあると思いますので。</p> <p>自治体の計画を御覧になって、汚濁負荷量で出して比較するのが一般的なのかどうかは確認された方がよろしいのではないかと思います。</p> <p>結局、今説明していただいて、第Ⅲ期の推進計画がなんなの</p>

	<p>か、いまひとつ分からなかった。</p> <p>最初に、計画を策定することが大切という話がきて、流山市と関係する河川の紹介と現状で 17 ページ使い、やっと 18 ページに来て、計画の位置づけ、少し詳しい計画の内容が来てという構成だが、推進計画ではやはり頭に計画の概要あった方が、よいのではないかと思う。また今回、数値目標を設置するのであれば、その数値は具体的に計画に書かれた方がよいと思います。検討をお願いします。</p>
会長	事務局、何かございますか。
片浦係長	今御指摘のあったところを自分の中で整理してから作り直したいと思います。
佐藤委員	環境基準がどういう具合に設定されたのか、どこかで明記された方がよい。どうして、利根運河は 3mg/L で、江戸川が 2mg/L になったのか。
染谷課長	まだ内容が練られていない状況です。
会長	事務局から 10 月にはまとめたいということでしたが、難しいかもしれませんね。その辺も調整が必要です。
和田（登）委員	2 ページの市域の河川の表のところで、大堀川から始まって新川承水路まで書いてあるのですが、後ろの（1）から（10）まで一致していないので、どこかで順番を決めたら一致させて欲しい。番号を振るのであれば、（1）大堀川、（2）利根運河と上から振っておいて、その説明が後ろで（1）大堀川からとしておいて、3 ページの流域図にも同じ番号を振ってもらいたい。それぞれ対応できるようにして分かりやすい資料をお願いしたい。15 ページの表も同じように番号順に並べていただきたい。
染谷課長	前回の計画はコンサルが作ったが、今回は職員によるものです。まだまだ関係課と調整していかなければならない所もありまして、確かに見にくいところもありますが、改善をしていきたい。
赤坂委	前計画の評価が、汚濁負荷量の削減状況だけでいいのか。

員	<p>21ページの(4)の水環境の維持復活と言うところがあって、先程のお話であれば、第Ⅱ期から引き続きですと言っていたが、第Ⅱ期の間には何か健全な水環境の維持復活として講じたものがあれば、評価とは違うと思うが、Ⅱ期からⅢ期にどういうことが行われたか、整備されていったかを入れても良いのではないのでしょうか。そういうことを残すことが次につながることだと思います。</p>
染谷課長	<p>大きいのが、ルネッサンス事業で北千葉導水路から水を導入したということです。確かに啓発も必要ですが、重要なファクターとしてお知らせしていく必要があると思います。</p>
会長	<p>2ページで河川名が出ていますが、河川ではないものが河川の中に入っているので、河川と水路を分けるようにしてください。新川承水路なんかは水路ですよ。「河川及び流域の状況」ではなくて、「河川及び水路の一覧」という感じで整理された方がよいと思います。それから、河川も江戸川のような国管理の直轄のものと、県で管理している今上落のような流山市が指定しているものとかありますので、行政上の扱いの区別もわかるようにしていただきたい。水路については、管理している課を書いた方がいいのではないかと、例えば、今上落でしたら、農政課なのか、下水道課なのか、河川課なのかがないといけない。その辺がないと、最初のデータが分からないですよ。河川も水路もそうですが、位置情報が入っていない。上流端と下流端と言う言い方で行政は使っているので、どこからどこまでなのかを位置情報として入れないといけない。それから区間の長さ、流山はその内何キロなのか。坂川ですと松戸市が入っています。それから、水質と流量の測定地点、どこでサンプリングしたのかが抜けていますね。それも大事なことです。環境基準のことが、佐藤委員から出ましたが、利根運河のB類型3mg/Lになったのが昭和48年の7月で、それまで止まっていた利根運河が導水を開始した時です。導水事業が完成するまで、そこを使おうと言うことで、飲み水として考えていたのではないでしょう</p>



	<p>か。坂川の方は、同じ昭和48年7月なのですが、当時は農業用水的な面があったようですので、事務局で調べていただきたい。私も協力しますから。背景が分からないと何で坂川がE類型で10mg/Lになったのか分からない。</p> <p>大堀川は昭和50年の告示で出ていますが、8mg/Lで、どうしてそういう数字に決まったのか、背景をぜひ書いておいていただきたい。知った上で議論した方がよい。それから、水質の方ですけれど、今、BODだけで話をしていますが、他にSS、DO、大腸菌群とかある訳で、どこかで、その中でもBODを物差しにしたのだということを書いてもらいたい。それから、流量もはっきりしないのに、汚濁負荷量を計算するのは危ないことだと思います。それから、江戸川は関係ないと言っていますが、江戸川に入っている樋管が結構あるんですよ。新川耕地のところずっとある。樋管のことも入れておかないと。排水機場があるでしょ。そういうことも説明しておいた方がよいのではないかと思います。以上です。</p>
染谷課長	河川課とか下水道とよく調整をしていかないといけない。
会長	<p>10年計画ですから、10年役に立つ計画でなければもったいない。</p> <p>いろいろと御意見があると思いますが、2週間以内に事務局に連絡をお願いします。いつまでが2週間というのをはっきりしたい。</p>
事務局	7月17日まででお願いします。また、路上喫煙に対する御意見も同じ日まででお願いします。

その他について

染谷課長	<p>地球温暖化対策実行計画について御報告させていただきます。策定部会を設置し、ご審議いただくこととなっていた策定部会の人選ですが、温暖化地域協議会の構成団体からは、「温暖化防止ながれやま」代表の春田育男様。「温暖化防止ながれやま」は、流山市で、環境講座の活動など温暖化防止に向けて活動をされている団体です。平成25年度には、功績が認められまして、環境大臣表彰を受賞されている団体の代表です。もう一人は、流山商工会議所の経営指導員で指導課長をされています細井洋一様で、太陽エネルギーの有効活用について、協議をしています太陽エネルギー活用センターの事務局もされております。このお二人を特別委員にお願いしたいと考えております。</p> <p>また、審議会からは、金森委員、佐藤委員の二人から就任について承諾をいただいておりますが、第1回の部会は、7月27日（月）の9時30分から開催する予定で準備を進めております。</p>
会長	次回の審議会の日程については。
片浦係長	次回の審議会は、できれば8月17日（月）午後1時30分からでどうでしょうか。
会長	<p>それでは、次回の環境審議会は8月17日（月）午後1時30分から開催することとします。</p> <p>他に質問等ありますでしょうか、ないようであれば、時間も過ぎていきますので、本日の議事は終了いたします。</p>